

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
11月24日
(火曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定 (環境政策課)……………三

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課)……………三

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課)……………三

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出 (厚政課)……………四

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出 (厚政課)……………四

漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意 (農林水産政策課)……………四

○公告

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)……………四



山口県告示第三百九十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年十一月二十四日から同年十二月十四日まで、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和二年十一月二十四日

山口県知事 村岡嗣政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日産化学株式会社
住 所 東京都中央区日本橋二丁目五番一号
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日産化学株式会社小野田工場
所在地 山陽小野田市大字小野田六九〇三番地の一
- 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 (m ²)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 間
四七〇口	〇・〇〇五	令和三、 一、三一	令和三、 三、三一	令和三、 四、一	断 続 〇・五時間 変動あり

備考 「四七〇口」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設をいう。

排水口	排水		水質		汚染物質		状態		値		排水の一日当たりの量 (m ³)	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 (mg/l)		鉍油類 (mg/l)		窒素 (mg/l)		燐 (mg/l)	

五 排水水の汚染状態の値及び排水の量

種類	項目	汚水		汚染物質		状態		値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
中和沈殿処理施設	処理前	七	八・六	一六	三〇	二	一一	一五	二二・三、〇七三・三	〃
	処理後	八・一	八・五	二〇	三〇	〃	八〇	九〇	〇・三六	
排水焼却施設	処理前	九・一	一〇・六	〃	検出せず	〃	三四一	三五〇	〇・五八	〃
	処理後	八・一	八・七	〃	検出せず	〃	八〇	九〇	〇・三六	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	構造	能力 (t/日)	処理の方式	使用時間	一日当たり	季節的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
中和沈殿処理施設	コンクリート製	五〇、〇〇〇	中和・沈殿	〃	〃	〃	(既)		(設)

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	汚水		汚染物質		状態		値	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
四七一口	七	八・六	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	〇・〇二
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口
〃	〃	七
〃	〃	八、六
〃	〃	一一
〃	〃	一六
〃	〃	二〇
〃	〃	三〇
〃	〃	二
〃	〃	一二
〃	〃	一五
〃	〃	一・四
〃	〃	二
〃	〃	二三、〇七三・三
〃	〃	二三三、七七三・九
〃	〃	八四四
〃	〃	二二二

山口県告示第三百九十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 形質変更時要届出区域

周南市晴海町七の四六の一部、七の五一の一部、七の五二の一部、七の五六の一部及び七の七七

二 特定有害物質の種類

- 一 ニージクロロエタン、一・一・一・ジクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、一・一・一・トリクロロエタン、一・一・二・トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当

土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第三百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第三百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

名	医療	名称	所在地	指定年月日
医療法人周友会徳山病院	周南市南浦山町五番一四号	〃	令和二、一〇、一	
昇陽堂薬局	山口市平井七二九	〃	〃	
ムーン薬局	大内矢田北六丁目一九番一	〃	〃	
成和薬局梅が丘店	岩国市平田六丁目一番二〇号	〃	一一、〃	
セブン薬局光店	光市浅江三丁目一番二六号	〃	一〇、〃	

名	指定訪問看護事業者等	名称	所在地	指定年月日
合同会社橋会	山口市糸米二丁目七番三七号	〃	令和二、八、一	

名	医療	名称	所在地	廃止年月日
佐藤形成外科医院	長門市東深川六五四の一	〃	令和二、一〇、一五	
徳山病院	周南市新宿通一丁目一六	〃	九、三〇	
昇陽堂薬局	山口市平井七二九	〃	〃	
ムーン薬局	大内矢田北六丁目一九番一	〃	〃	
セブン薬局光店	光市光ヶ丘三番三号	〃	〃	

山口県告示第三百九十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和二年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

名	称	所	機	在	地	指	定	辞	退	年	月	日																					
ふ	じ	も	と	歯	科	ク	リ	ニ	ッ	下	松	市	大	字	東	豊	井	一	九	五	六	の	二	〇	令	和	二	、	一	〇	、	三	一

山口県告示第三百九十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第八十条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和二年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

大	浦	区	域	区	分
総トン数十トン未満の漁船を使用して営む漁業及び総トン数十トン以上の漁船により、主としてまき網を使用していることを目的とする漁業以外の漁業					



(二五四) 開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和二年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字波野字氏ノ下及び字塩坪
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊毛郡田布施町大字波野二二〇六番地五
株式会社オカケン

令和二年十一月二十四日印刷
令和二年十一月二十四日発行

発行人所 山口県知事